

結果まとめ（詳細版）

第3回クリーンウッド法に基づく木材調達にあたっての合法性確認の実態アンケート

2022年3月25日公表

フェアウッド・パートナーズ

（地球・人間環境フォーラム/国際環境 NGO FoE Japan）

1. はじめに

フェアウッド・パートナーズでは、世界の森林保全に貢献するために、伐採地やその流通加工工程で環境・社会に大きな負荷がかからない持続可能な木材調達を日本で広める活動を2002年より展開しています。その活動の一環として、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」の実施状況に注目し、国等への提言活動や事業者向けの情報提供を行っています。

クリーンウッド法は木材を取り扱う事業者に合法性確認、いわゆるデューディリジェンス（DD）を求めることで合法性の確認された木材の利用促進を図るものです。木材の輸入や輸出、または国産丸太調達を行う事業者を第一種木材関連事業者（以下、第一種事業者）、木材の加工、製造、販売を行う事業者を第二種木材関連事業者と分類し、第一種事業者には、より詳細なDDの実施が求められています。この法の効果を最大限に高めていくためには、第一種事業者による適切なDD実施がカギとなるため、登録第一種事業者を対象に、法に基づく合法性確認の実態把握をすべく、2019年より本アンケートを実施しており、今回はその3回目となります¹。なお、2022年度にはクリーンウッド法の規定された5年の見直しが予定されており、同法の所管官庁である林野庁は見直しに向けた検討を始めています²。

2. 調査概要

○調査期間：2021年12月7日～2022年1月17日

○調査方法：クリーンウッド法に基づき事業者登録をした第一種事業者218社（2022年9月30日現在³）に対し、郵送またはウェブページ上での回答方法によるアンケート調査を行った。さらに、アンケート回収後、いくつかの事業者に個別メールおよび電話により聞き取り調査を行った。

○有効回答数：80（回収率36.7%）

※本アンケートは2021年度環境再生保全機構地球環境基金の助成を受けて実施しています（協力：持続可能なスポーツイベントを実現するNGO/NPOネットワーク（SUSPON））

¹過去のアンケートについては以下を参照。

第2回アンケート結果（2021年5月21日公表）https://fairwood.jp/news/pr_ev/2020/200930_pr_questionnaire.html

第1回アンケート結果（2019年12月5日公表）https://www.fairwood.jp/news/pr_ev/2019/190718_pr_questionnaire.html

²林野庁は2021年9月に「合法伐採木材等の流通および利用に係る検討会」を設け、合法伐採木材等の流通及び利用についての現状や課題等について把握するため、木材関係各種業界団体等からヒアリング等を行っている。詳細は<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/ryuturiyou/210915.html>を参照。

³林野庁ウェブサイト「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」では、2021年9月30日時点で第一種事業者の登録をしている事業者は220社あるが、うち2社は合併等でアンケート郵送未着のため、本アンケートの母数より外した。

3. まとめ：リスクの認識とその対応

今回のアンケートから新たにリスクに関する設問を設けた（問 2-2～2-4）。違法伐採を排除するためのデューデリジェンス（DD）の実施において、クリーンウッド法の第1種事業を担う事業者がどのようにリスクを捉え、対応しているかがカギであるからである。アンケートの集計結果からリスクの認識とその対応について以下のように分析した。

- ・ クリーンウッド法に基づく合法性確認において、そもそもリスクという概念を採用していない事業者が全体の4割弱あった（問 2-2）
- ・ 「リスクという考え方を採用していない事業者」を除く事業者の9割強が「問 2-1 の情報が入手できない」ことをリスクと捉えていて、それ以外のリスク情報を採用している事業者は少ない（問 2-2）
- ・ リスク情報の把握やリスクの高低の判断に不可欠である、伐採国・地域までのトレーサビリティの把握については、全体の4分の1の回答事業者しか採用していない（問 2-2）
- ・ 書類を中心とした情報の入手ができれば、合法性確認ができると回答した事業者が6割弱を占め、そのうち国産材のみを取り扱う事業者が多数を占めていた（問 2-3）
- ・ 輸入材を取り扱っている比較的規模の大きい一部の商社が、合法性確認の結果、よりリスクの低い伐採地や樹種、サプライヤーの変更などを行っている（問 2-3）
- ・ 合法性確認の結果、木材調達リスクを緩和する措置としてなんらかの対応をとっている事業者は一部にとどまっている（問 2-4）

以上から、わずか一部の事業者ではサプライチェーンの長い輸入材を中心に違法リスクの高い木材の調達に際し、そのリスクを排除するのに十分な DD を実施していることがわかった。他方、調達している材にかかわらず、合法性証明書類等の入手で十分と認識している事業者が全体の過半数を占め、さらにはリスクという概念を採用していない事業者も全体の4割弱程度あることがわかった。

日本のクリーンウッド法において、事業者による DD の実施、およびその実施内容の質・レベルの向上のためには、2022 年に予定されているクリーンウッド法の見直しにおいてリスクという考え方を取り入れたうえで、情報へのアクセス、リスク評価、リスク緩和措置に関する詳細な DD 実施方法や実施のために必要なリスク情報を示すことが有効である。

4. 集計と分析

(1) 回答事業者の概要

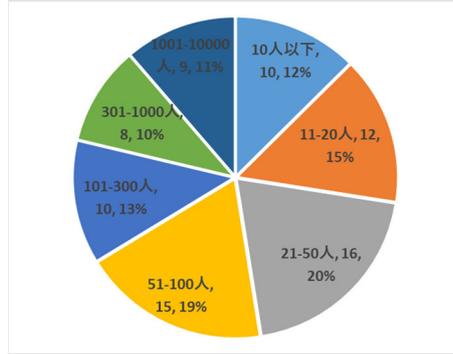
事業者の規模（従業員数）

従業員数については、10 人以下の事業者から、1,001 人以上の事業者まで幅広い回答がみられた。

中小企業基本法における中小企業の定義⁴に基づき、従業員数が 300 人以下と、100 人以下の事業者の割合をみたところ、前者が 63 事業者（78.6%）、後者が 17 事業者（21.3%）と中小規模の事業者が 4 分の 3 以上の割合を示していた。前年度に比べると中小規模の事業者の回答割合が減っている。なお、300 人以上の回答事業者 17 社のうち、輸入木材を扱う商社（9 社）や製紙関連（3 社）が半数以上を占めている。

⁴ 「製造その他」：資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人。
「卸売業」：資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人。

グラフ1: 回答事業者の従業員数別割合 (N=80)



第一種事業として行っている内容 (問 1-1)

国産材、輸入材ともに、多種類の製品を扱う事業者から回答が得られた。

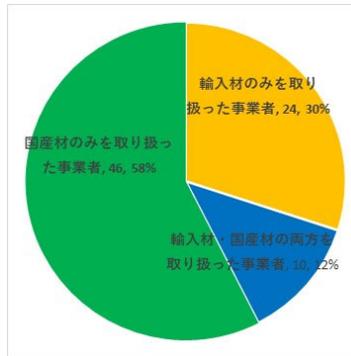
表 1: 第一種事業者として行っている事業

	第一種事業者として行っている事業	回答事業者数 (N=80、複数回答可) ()内は回答者数に占める比率
1	丸太の輸入	8 (10.0%)
2	木材製品の輸入	34 (42.5%)
	製材	23
	合板	12
	単板	8
	集成材	16
	単板積層材 (LVL)	9
	フローリング	10
	家具	1
	燃料用チップ・ペレット	3
	紙・パルプ・製紙用チップ	8
	その他	2
3	国産丸太の販売	36 (45.0%)
4	国産丸太の加工・販売等	37 (46.3%)
	製材	21
	合板	1
	単板	0
	集成材	1
	単板積層材 (LVL)	0
	フローリング	2
	家具	1
	燃料用チップ・ペレット	6
	紙・パルプ・製紙用チップ	9
	その他	5
5	国産丸太の輸出	10 (12.5%)
	製材	8
	合板	3
	単板	1
	集成材	0
	単板積層材 (LVL)	0
	フローリング	0
	家具	0
	燃料用チップ・ペレット	0
	紙・パルプ・製紙用チップ	0
	その他	0

回答事業者の取り扱い木材の輸入材・国産材の別 (問 2-5)

第一種事業として取り扱った木材を輸入材、国産材で回答事業者を分類すると国産材のみを取り扱う事業者数が半分以上を占める (グラフ・表 2)。

グラフ・表 2: 第一種事業者として取り扱った木材による回答事業者の分類



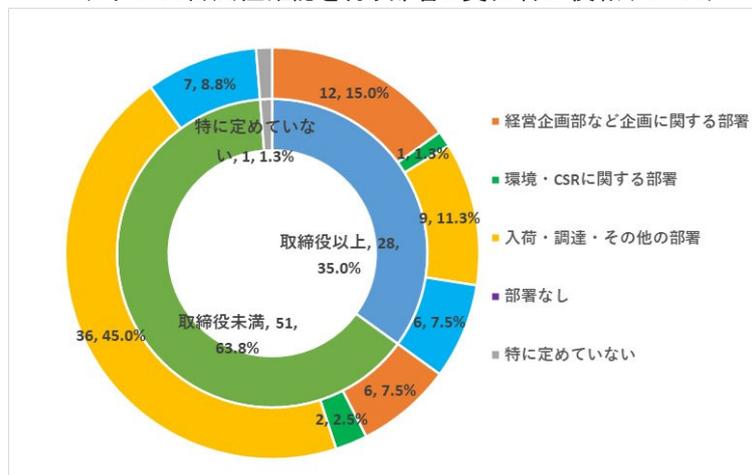
	事業者数
輸入材のみを取り扱った事業者	24
輸入材・国産材の両方を取り扱った事業者(取扱木材の種類が不明な事業者 1 社を含む)	10
国産材のみを取り扱った事業者(問 2-5 回答なし事業者 1 社含む)	46

(2) 合法性確認を行う責任者の役職とその部署 (問 1-2)

合法性確認を行う責任者の役職が取締役以上であるとの回答は 28 事業者 (35.0%)、取締役未満であるとの回答が 51 事業者 (63.8%)、特に定めていないとの回答が 1 事業者 (1.3%) となっていた (グラフ 3)。取締役未満との回答が 6 割以上を占めるが、前回までのアンケートと比較すると、取締役未満の割合は減少傾向にある (第 1 回 70.8%、第 2 回 54.2%)。これは、合法性確認を行うことの重要性が、組織内で広まっていることによる可能性がある。

合法性確認を行う部署については、「入荷・調達・その他の部門」が最も多く、45 事業者 (56.3%) を占めた。次いで「企画関連部署」18 事業者 (22.5%) が多く、「環境・CSR 関連部署」3 事業者 (3.8%) がそれに続いた。組織の意思決定部門と直結する企画関連部署が合法性確認を行っている事業者は、合法木材の取り扱いを全社的課題と位置付けているものと考えられる。なお、「部署が存在しない」と回答した 13 事業者のうち、代表者が責任者となっている場合が 6 事業者、現場担当者が責任者となっている場合は 7 事業者であった。この 6 事業者と、企画関連部署が責任部署である 12 事業者を合わせた 18 事業者 (22.5%) は、意思決定者あるいは意思決定部署が合法性確認を行っていると考えられる。

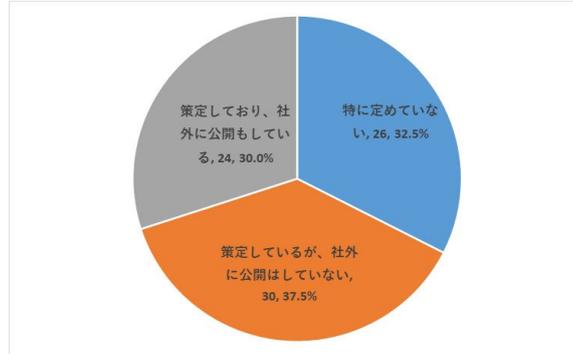
グラフ 3: 合法性確認を行う部署と責任者の役職 (N=80)



(3) 調達方針・行動規範の有無と公開状況 (問 1-3)

調達方針・行動規範を策定している事業者は、「策定しており、社外に公開もしている」(24 事業者、30.0%)、「策定しているが社外に公開はしていない」(30 事業者、37.5%)を合わせて 54 事業者 (67.5%) となった (グラフ 4)。前回のアンケート(80.6%)から 10 ポイント以上、調達方針を持たない事業者が増える結果となったが、その要因は不明である。

グラフ 4: 調達方針・行動規範の有無と公開状況 (N=80)



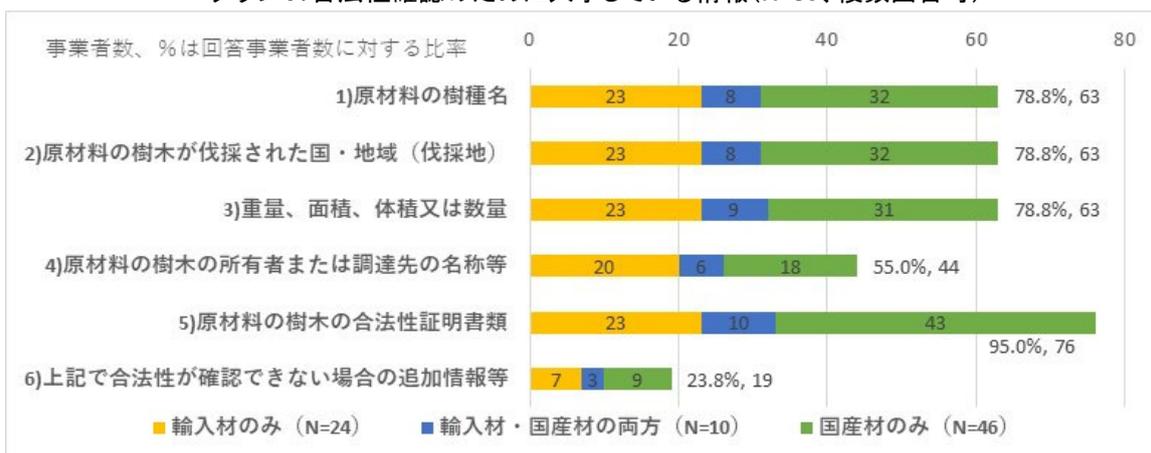
(4) 合法性確認措置 (問 2-1)

合法性確認のために入手している情報 (問 2-1)

合法性確認措置のために入手している情報のうち、設問項目 1~5 の情報は、クリーンウッド法が第一種事業者に入手を求められている。これら 5 つの項目のうち、「合法性証明書類」(項目 5) については 76 事業者 (95.0%) が入手していたが、項目 1~4 については、55.0%から 78.8%にとどまっていた (グラフ 5)。項目 1~4 の入手していない事業者のなかには、国産材のみを取り扱っているため、樹種が限定されている、産地は日本国内でありそれ以上の地域を特定する必要を感じていないなどを理由に、入手すべき情報として採用していない可能性も考えられるが、そうした可能性を勘案しても、この比率は低い。項目 4 については、国産材のみを取り扱っている事業者の 39.1% (18 事業者) しか入手しておらず、国産材の場合、原材料の樹木の所有者を把握することが難しい状況が明らかになっている。なお、前回のアンケートでは同じ項目 1~4 について、69.4~83.3%の採用であり、それほど変化はない。

また、クリーンウッド法では、項目 1~5 の入手によって合法性確認ができなかった場合に追加で書類・情報を入手する (項目 6) ことが求められているが、そうした書類を入手していると回答したのは 19 事業者 (23.8%) にとどまった。ただし、5 つの情報等の入手に加えた確認作業 (問 2-3 の設問項目 3) については、19 事業者より多い 24 事業者 (30.0%) が採用していた。

グラフ 5: 合法性確認のために入手している情報 (N=80、複数回答可)



今回のアンケートから設問項目 1~4 の情報元⁵について質問に加えた。輸入材と国産材に分けて整理すると、表 3 のようになる。項目 5 に挙げている合法性証明書類と重複している書類が情報源として活用されていることがわかる。回答件数は少ないものの、輸入材ではトレーサビリティレポートや現地調査、FSC データベース、また国産材では森林組合や産地など、通常取引でやり取りされる書類以外の情報元を活用している例もみられる。

表 3: 合法性確認のために入手している情報のソース(問 2-1 の項目 1~4 を合わせて集計)

	情報元(輸入材)	件数	情報元(国産材)	件数
1	輸入書類	22	納品書	62
2	サプライヤー(仕入れ先)	21	伐採届	20
3	契約書	10	仕入れ先	10
4	納品書	9	項目 5 に挙げた書類	9
5	トレーサビリティレポート	6	合法木材証明書	6
6	原産地証明	5	素材送付明細書	5
7	V-LEGAL	4	請求書	4
8	輸送許可証	3	森林組合	4
9	現地訪問	2	(伐採届)保安林伐採許可証、林地開発許可	4
10	樹種証明書	1	産地	2
11	合法性証明書	1		
12	FSC のデータベース	1		

入手している合法性書類 (問 2-1 の項目 5・6)

第一種事業者として入手が求められている「原材料となっている樹木が、原産国または日本の法令に適合して伐採されたことを証明する書類」および、「(上記 1~5 によって) 合法性確認ができないと判断した場合に入手している書類・情報」の詳細を、国産材と輸入材に分けて以下に整理した⁶。

輸入材取扱事業者が入手している合法性確認書類としては、「合法性証明書」が 29 件と最も多く、「調達先の第三者認証取得を示す書類」23 件、「原産地証明書」16 件が続いた(表 4)。なお、森林認証制度の CoC 認証を取得していることを示す証明書は該当組織が認証されたものとされていないものを分別管理できる能力があることを示しているにすぎず、取引された製品等が合法であることを示すには不十分である。

表 4: 入手している書類・情報(輸入材の場合、回答件数の多い順)

	書類・情報の内容	回答件数
第一種事業者として必要な合法性確認のために入手している書類		
1	合法性証明書	29
2	調達先の第三者認証取得を示す書類	23
3	原産地証明書	16
4	輸出許可証	10
5	伐採許可証	9
6	輸送許可証	9
7	原産国業界団体等が独自作成の証明書	8
8	調達先のトレーサビリティシステム導入を示す書類	5
9	業界団体による監査報告書	2
10	その他	2
	コンサルタントによる DDS(デューデリジェンスシステム)サマリー	
	すべての一次サプライヤーに合法性、持続可能性に関する調査書	
上記の書類によって合法性確認ができないと判断した場合に入手している書類・情報		
	モニタリング監査議事	
	林業局証明書(中国)	

⁵ 「情報元」の回答は自由記述のため、集計の際に適宜、分類している。

⁶ 輸入材・国産材の両方を取り扱った事業者の回答については、回答内容によって輸入材・国産材に振り分けた。

サプライヤーへの調査書回答及び現地調査(3件)
原産国が低リスク国(腐敗度指数スコア 60%以上)であることが記載された書類
見積もり請書

入手書類に関して、具体的に国名が記述されていた回答については表5のように整理した。

各国の関連書類の入手状況等の詳細について見てみる。違法リスクが高いとされている中国とロシア合法性証明書の入手が困難である。前回のアンケート結果と同様の傾向として、中国については伐採許可証と輸送許可証を取得している例が大手事業者を中心にみられ、ロシアについては、伐採許可証⁷の取得が中心となっている。回答の詳細をみると、一部重複はあるが、中国・ロシアからの調達を明記した4事業者が原産地証明書を取得しており、4事業者は調達先の第三者認証も確認する傾向があった。また2事業者は、「業界団体による監査報告書」を確認しており、1事業者は、「すべての一次サプライヤーに合法性、持続可能性に関する調査書を送付、回収」することで、書類による合法性確認ができない部分を補う情報収集が行われている。

また同様に違法リスクが高いとされている熱帯材の生産国において、入手書類に関する記入が多かったのは順にインドネシア15件、マレーシア13件、ベトナム3件で、タイとPNG(パプアニューギニア)はそれぞれ1件ずつだった。件数の多かったインドネシアとマレーシアは4種類の書類すべてで記入が見られ、ベトナムは伐採許可証と合法証明書のみ、タイは合法証明書、PNGは伐採許可証のみだった。トレーサビリティの観点から見ると、インドネシアとマレーシアにはEU(欧州連合)との二国間での取り組みに基づく包括的な合法性証明システムが確立されており、サプライチェーンの各段階での根拠資料が入手可能になっていることがわかる。一方、ベトナムにおいても同様なEUとの二国間での取り組みは進んでいるものの、まだ実用レベルに達していないことが伺え、タイやPNGにおいては包括的な合法性証明システムが不在ゆえトレーサビリティの確認は容易でないものと考えられる。

表5: 入手書類(輸入材のうち国名が記述されている回答、国名は地域別に並んでいる)

国名	伐採許可証	輸送許可証	合法性証明書	輸出許可証	国別合計
中国	4	3	0	0	7
ロシア	3	1	0	1	5
インドネシア	1	1	11	2	15
マレーシア	1	2	5	5	13
ベトナム	2	0	1	0	3
タイ	0	0	1	0	1
PNG	1	0	0	0	1
ニュージーランド	0	0	1	0	1
カナダ	2	0	2	1	5
米国	1	0	3	0	4
ブラジル	1	2	1	1	5
フィンランド	0	0	2	0	2
スウェーデン	0	0	1	0	1
ラトビア	0	0	1	0	1
合計	16	9	29	10	64

⁷ アンケートでは項目の細分化がされていないが、厳密には現在のロシアには「伐採許可証」は存在しないため、ここで取得された書類が「コンセッション契約書」、「立木売買契約書」、「森林開発計画」、「伐採申請書」のどれを意味しているか確認が必要である。

表 6: 入手している書類・情報(国産材の場合、回答件数の多い順)

	書類・情報の内容	回答件数
第一種事業者として必要な合法性確認のために入手している書類		
1	合法性証明書(納品書等への記載を含む)	48
2	伐採届	30
3	業界団体認定書	29
4	県産材証明書	20
5	国有林の伐採業務にかかる契約書類	20
6	適合通知書	15
7	その他(森林経営計画認定書(当該箇所の明細含む)、保安林伐採許可通知、林地開発許可、所有者による証明、森林認証材証明書)	8
8	その他の製品証明書	1
上記の書類によって合法性確認ができないと判断した場合に入手している書類・情報		
出荷証明書		
伐採確認書・伐採内容が記載された契約書		
工事契約書の写し、森林法適用除外地域は伐採地の地番		
立木販売契約書		

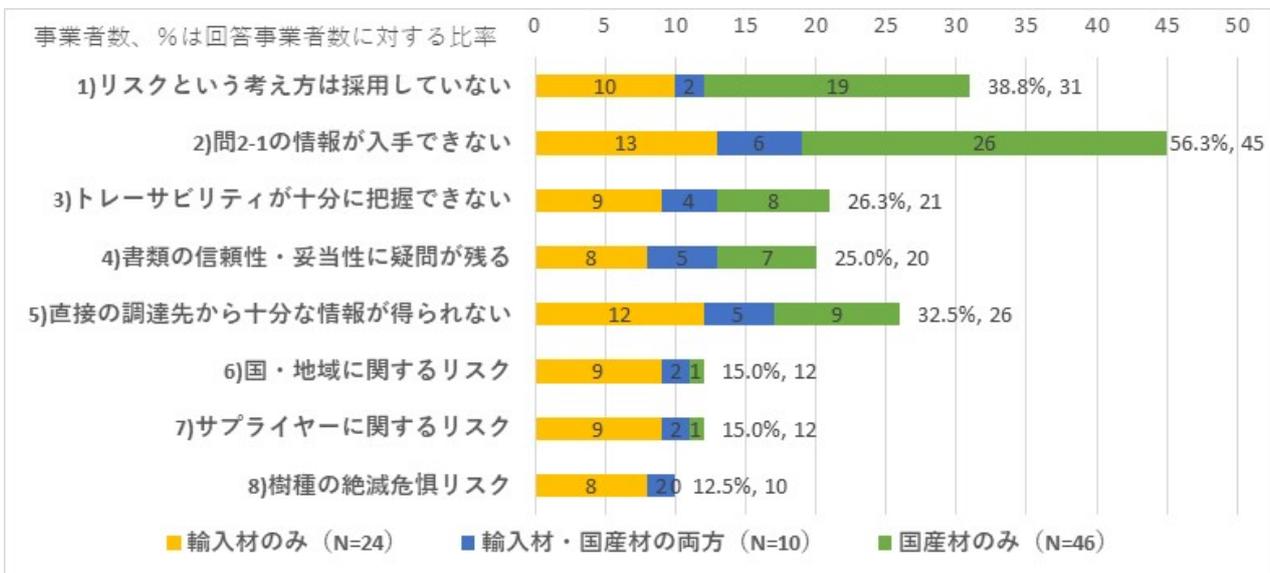
(5) 合法性確認におけるリスク情報の認識と判断、その後の対応 (問 2-2~2-4)

合法性確認において採用しているリスク情報の種類 (問 2-2)

今回のアンケートからリスクに関する設問を新たに設けた。まず、「合法性確認をする際にリスクがあると判断するケース」を問 2-2 で尋ねている。「リスクという考え方を採用していない」と回答した事業者は全体の 4 割程度を占め (38.8%、31 事業者)、その半数以上 (19 事業者) が国産材のみを取り扱う事業者となっている (グラフ 6、本設問では、この項目を選択した場合は、その他の項目は選択できないことになっている)。

項目 2 以降の中では、「問 2-1 の情報が入手できない」(56.3%、45 事業者) の採用率が最も多く、「直接の調達先から十分な情報が得られない」(32.5%、26 事業者) を含めて、それ以外の項目の採用率は低くなっている。つまり、「リスクという考え方を採用していない」と回答した事業者を除いた 49 事業者のうち 45 事業者が「問 2-1 の情報が入手できない」ことをリスクと捉えているとする一方、それ以外のリスク情報を採用している事業者が少ないことがわかる。さらに、「トレーサビリティが十分に把握できない」ことをリスクとして挙げている事業者が全体の 26.3% (21 事業者) と低い。

グラフ 6: リスクがあると判断するケース(N=80、複数回答可、ただし 1 を選択した場合それ以外は選択できない)



輸入材を取り扱う事業者に絞ってリスク情報を種類別にみると (表 7)、「国・地域に関するリスク」(輸入

材取扱事業者のうち 37.5%、9 事業者)、「サプライヤーに関するリスク」(同 37.5%、9 事業者)、「樹種の絶滅危惧リスク」(同 33.3%、8 事業者)と、いずれも事業者全体における比率に比べ高くなっており、輸入材の各種リスクに目を向けている事業者が一定数いることがわかる。さらに、その情報元については、概して「国等の政府機関」を参照している回答事業者が多いが、「サプライヤーに関するリスク」は、「NGO 等民間団体」を参照している事業者が多くなっている。これは個別のサプライヤーのリスク情報を提供しているのは NGO が中心となっているためと考えられる。

表 7: リスクがあると判断するケースの情報の参照先(問 2-2 の項目 6 と 7)

リスクの種類	輸入材取扱事業者数と比率(N=24)
国・地域に関するリスクの情報	9(37.5%)
調達を行う国等の政府機関	7(29.2%)
国際的な調査機関・認証機関等(旧 NEPCON、FSC など)	8(33.3%)
報道機関	7(29.2%)
NGO 等の民間団体	7(29.2%)
サプライヤーに関するリスクの情報	9(37.5%)
調達を行う国等の政府機関	6(25.0%)
国際的な調査機関・認証機関等(旧 NEPCON、FSC など)	7(29.2%)
報道機関	5(20.8%)
NGO 等の民間団体	8(33.3%)

合法性確認におけるリスク緩和措置 (問 2-3)

問 2-3 では、なんらかのリスクがあると判断した場合にどのような方法で合法性を担保するか、すなわちリスク緩和措置としてどのような方法が採用されているのかを尋ねている。全体の 6 割弱を占める事業者が「問 2-1 の情報等を入手することのみで、合法性確認を行ったものとみなす」(57.5%、46 事業者)と回答、そのうち国産材のみを取り扱う事業者が 30 事業者と多数を占めている(グラフ 7、本設問では、この項目を選択した場合は、その他の項目は選択できないことになっている)。

「問 2-1 の情報等を入手することのみで、合法性確認を行ったものとみなす」と回答した事業者を除いた 34 事業者が採用しているリスク緩和措置としては、「問 2-1 の情報等の入手に加えた確認作業」(24 事業者)、「森林認証材を調達する」(15 事業者)が多くなっており、それ以外の措置は採用率が低い。アンケートでは情報等の入手に加えた確認作業の詳細として、「直接の調達先の問い合わせ」、「追加的な書類の入手」「現地調査」の 3 つの選択肢を示しているが(表 8)、輸入材を取り扱う事業者(国産材と両方を扱う事業者を含む)と国産材のみを取り扱う事業者を比較すると、いずれの選択肢でも前者の採用率が高くなっているが、なかでも現地調査を実施している輸入材取扱業者の比率が高いことがわかる。

リスク低減を図る方法として森林認証材の調達を採用していると回答した事業者は調達先への問い合わせ等と組み合わせて採用しているケースが多いが、認証材の調達のみでリスク緩和を行っているとした事業者も 2 社あった。

グラフ 7: 合法性確認におけるリスク緩和措置 (N=80、複数回答可、ただし 1 を選択した場合それ以外は選択できない)

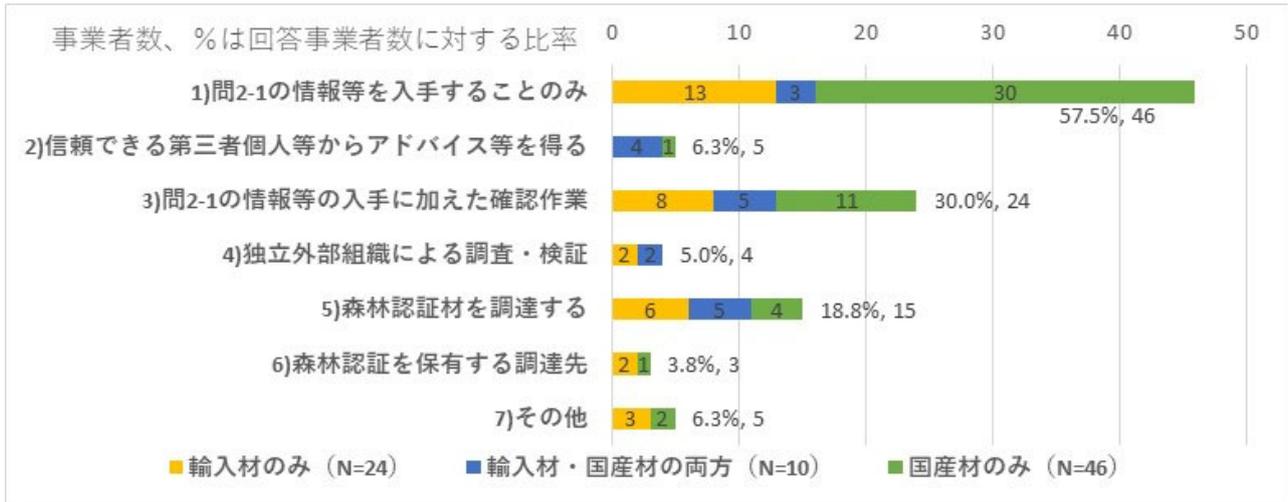


表 8: 情報等の入手に加えた確認作業 (問 2-3 の項目 3) の詳細

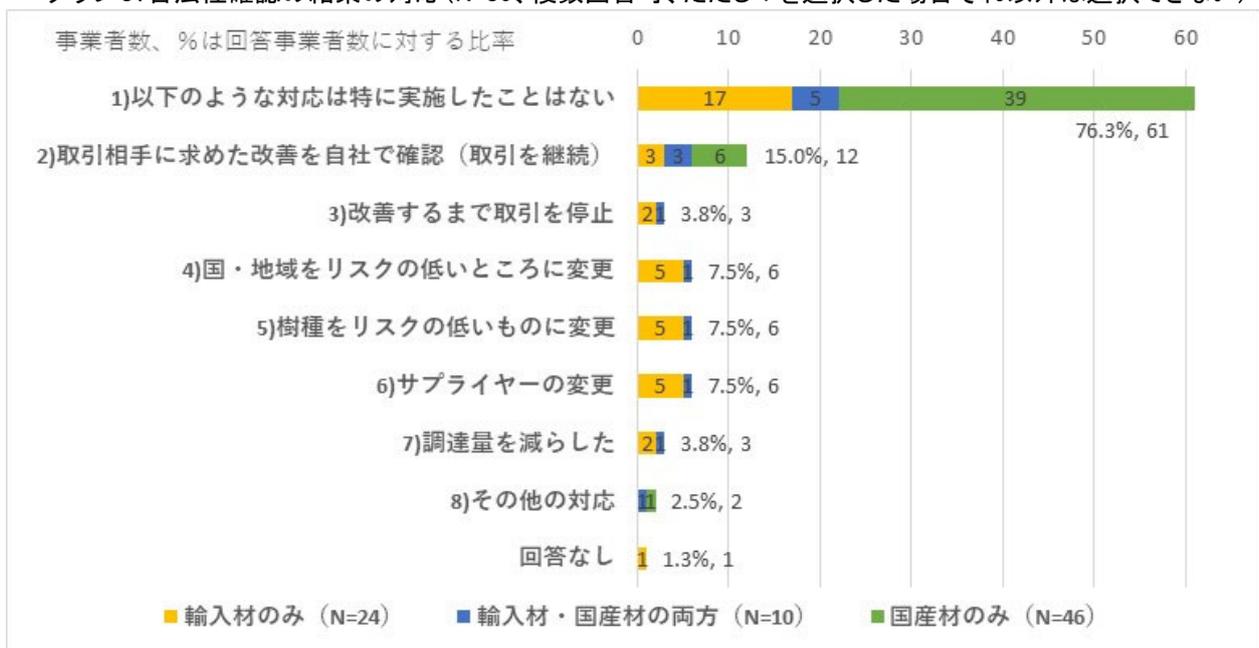
	輸入材のみ (N=24)	輸入材・国産材の両方 (N=10)	国産材のみ (N=46)
直接の調達先への問い合わせ	7 (29.2%)	4 (40.0%)	10 (21.7%)
追加的な書類の入手	7 (29.2%)	3 (30.0%)	8 (17.4%)
現地調査	6 (25.0%)	4 (40.0%)	2 (4.3%)

合法性確認の結果を受けた対応 (問 2-4)

合法性確認を行った結果としてどのような対応を実施しているかについては、「特に対応を実施したことはない」と回答した事業者が全体の 8 割弱を占め (76.3%、61 事業者)、そのうちの多く (39 事業者) が国産材のみを取り扱う事業者となった (グラフ 8、本設問では、この項目を選択した場合は、その他の項目は選択できないことになっている)。なお、39 事業者は国産材取扱事業者の 84.8%にあたる。

次に回答比率が高いのは「取引相手に求めた改善を自社で確認した (取引継続のまま)」という対応で全体の 15% (12 事業者) であった。これら以外の対応を実施した比率は 10%以下と低い。

グラフ 8: 合法性確認の結果の対応 (N=80、複数回答可、ただし 1 を選択した場合それ以外は選択できない)



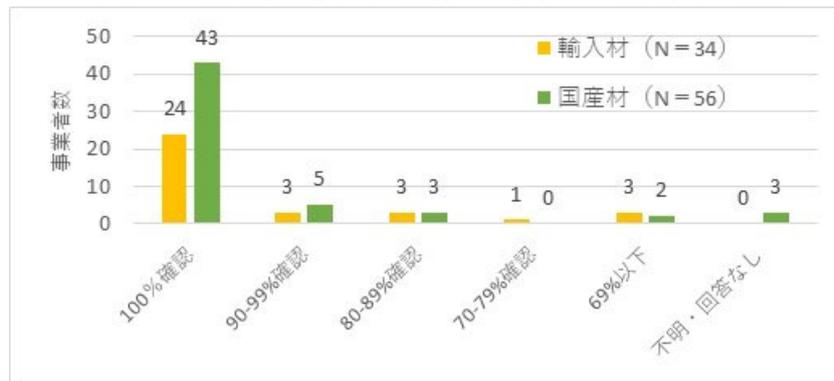
木材調達リスクを緩和する措置として実施される対応として挙げられる「国・地域をリスクの低いところに変更」「樹種をリスクの低いところに変更」「サプライヤーの変更」の3つの対応をとっていると回答した事業者（いずれも7.5%、6事業者、のべ7事業者）をみると、1社を除き6社は輸入材を扱う商社であり、調達方針を策定・公表（問1-3）、リスク情報を入手し（問2-2）、なんらかの緩和措置を取ったうえで（問2-3）、このような対応を実施するに至っていることがわかる。さらに、数社は、「改善するまで取引を停止」や「調達量を減らした」という対応をとったこともあると回答している。

なお、「その他」の回答には、伐採届や森林法除外地の地番の提出等（国産材取扱事業者）、現地調査（輸入材・国産材の両方の取扱事業者）の2社がある。

(6) 合法性確認した／確認に至らなかった割合（問2-6～2-7）

過去1年間に調達・購入した木材・木材製品（以下木材等）のうち、クリーンウッド法に基づいて合法性確認したものと確認に至らなかったものの割合を尋ねたところ、全体の82.5%にあたる66事業者が自らの調達した木材等の100%について合法性確認をしたと回答した（グラフ9）⁸。69%以下しか合法性確認に至らなかったと回答している事業者は輸入材取扱事業者が3社、国産材取扱事業者が2社の合計5社となっている。また、「不明・回答なし」については、輸入材・国産材の両方を取り扱う事業者が国産材について「不明」と回答、国産材のみを取り扱う事業者2社が回答なしとなっている。

グラフ9: 合法性確認した／確認に至らなかった木材等の割合



以下に取り扱った木材の産地（輸入材／国産材）に分けて整理する。

輸入材（問2-6）

製品別では（グラフ10）、合板や積層材、フローリングなど加工の度合いが高い製品ほど、調達したものの100%の合法性確認ができたと回答しない件数が増えることがわかる。

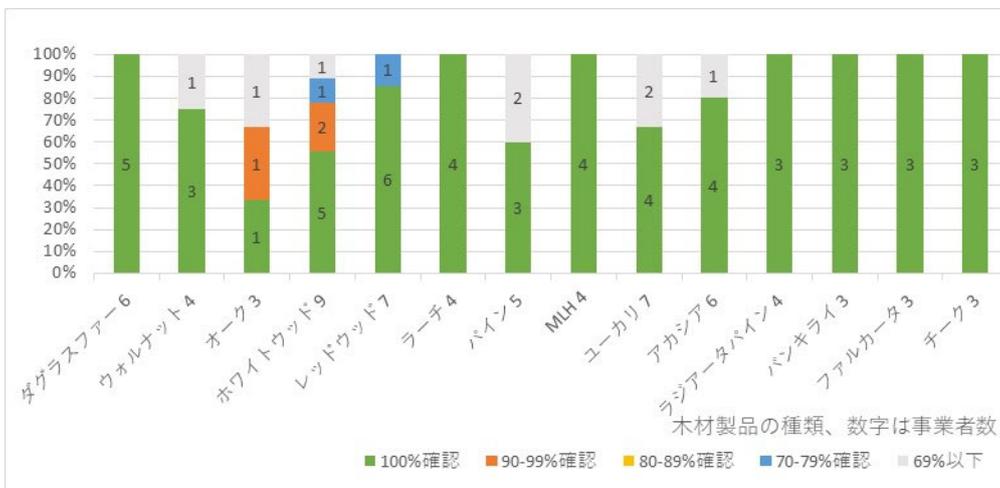
また、樹種別では（グラフ11）、欧州のルーマニア及び周辺国が産地である、ホワイトウッド（オウシュウトウヒ）及びレッドウッド（オウシュウアカマツ）についても100%合法性確認ができたと回答していない事業者がいることがわかる。なお、本設問では樹種と伐採地を紐づけた問いになっていないため、たとえばユーカリやアカシアなど樹種のみでは伐採地を特定できないものについて、合法性確認の割合が低下している要因を特定することはできない。

⁸ 輸入材と国産材に分けた設問のため、輸入材・国産材の両方を調達したと回答した事業者は重複してカウントしている。

グラフ 10: 製品ごとの合法性確認割合(輸入材)



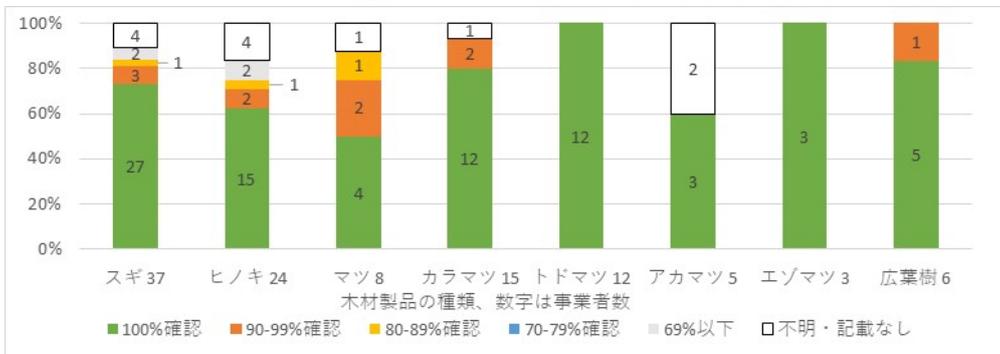
グラフ 11: 樹種ごとの合法性確認割合(輸入材)



国産材 (問 2-7)

国産材については樹種別の回答集計のみを紹介する⁹(グラフ 12)。合法性確認の割合を「不明・回答なし」と回答している件数が数件見られ(樹種別件数は計 12 件、4 事業者)、樹種別には合法性確認を行っていない事業者がいることがわかる。

グラフ 12: 樹種ごとの合法性確認割合(国産材)



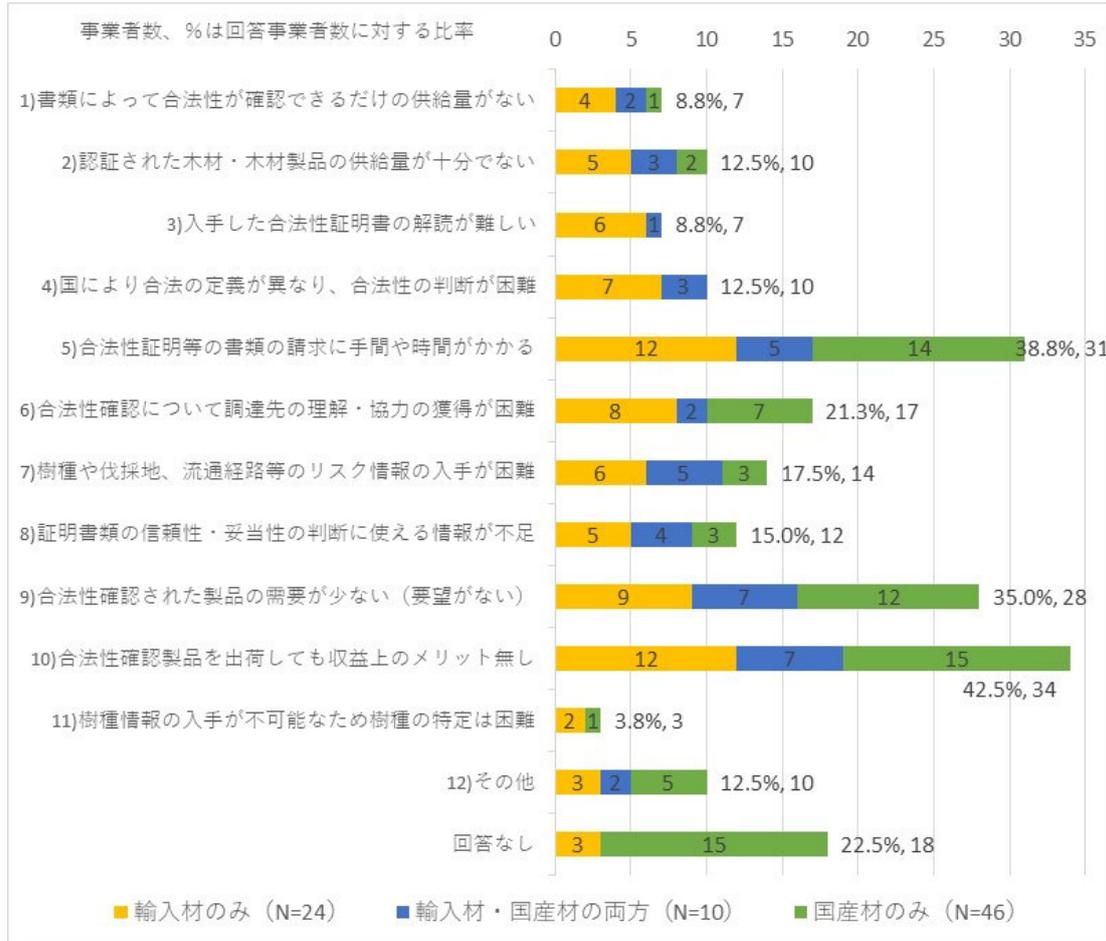
⁹ アンケートでは製品別についても尋ねているが、国産材の場合第 1 種事業者が調達・購入するのは基本的に丸太であり、製品別の設問が適切ではなかったため、集計では割愛する。

(7) 合法性確認の課題・問題点 (問 2-8)

合法性確認の際の課題・問題点 (複数回答可) については、「合法性確認された製品を出荷しても収益上のメリットがない」との回答が最も多く (34 件、42.5%)、「合法性証明書類の請求に手間や時間がかかる」(31 件、38.8%)、「合法性確認された木材・木材製品の要望がない」(28 件、35.0%) が続いた。これらの3項目が他の項目を引き離して多くなっていた (グラフ 14)。

つまり、合法性確認に時間や手間をかけているにもかかわらず、取引先の要望がない、あるいは収益上のメリットがないとして、合法性確認作業をコストに見合わない負担と感じている事業者が少なからずいることがわかった。これは前回と同様の結果となっている。

グラフ 14: 合法性確認の課題・問題点 (N=80、複数回答可)



輸入材のみを扱った事業者に絞ってその特徴をみると、「合法性証明書類の請求に手間や時間がかかる」(12 件、50.0%) ことが問題であると考えている事業者が多かった。ただ、項目全般にわたってある程度の回答があり、どの項目についても問題と考えている事業者が一定程度存在していることもわかった。

一方、国産材のみを扱った事業者が指摘する課題・問題点の上位3位は、「合法性確認された製品を出荷しても収益上のメリットがない」(15 件、32.6%)、「合法性証明書類の請求に手間や時間がかかる」(14 件、30.4%)、「合法性確認された木材・木材製品の要望がない」(12 件、26.1%) の3項目であり、その他の項目については指摘が低くなっていた。なお、これら3項目とも前回アンケートと比べると課題と感じている事業者の比率は低くなっている。

以上から、輸入材のみ取扱事業者は項目全般にわたって課題・問題であると考えている傾向にあるが、国産材のみ取扱事業者にとっては、手間や時間がかかる割には、合法木材の要望がなく、合法性確認作業が収益上のメリットにつながりにくいことを問題として考えている傾向にあることが分かった。

また、両グループの共通点としては、「書類によって合法性確認できるだけの供給量が十分でない」との回答が少なくなっており、全体で 7 事業者 (8.8%) であった。これは、合法性確認された木材の割合が高くなっている (問 2-6、問 2-7) ことと一致する。また、大部分の事業者にとって、「樹種情報の入手が不可能なために樹種の特定は困難である」との状況にはないこともわかった。なお、樹種情報の入手については、納入先によっては樹種情報を開示していない、木質バイオマスの場合、樹種を分別しない場合があるとの指摘がそれぞれ 1 件あった (項目 11 自由記入)。

このほかの自由回答では (表 9、項目 12 自由記述)、「合法性証明等の書類の請求に手間や時間がかかる」(項目 5) に関連する記述が多かった (5 件)。「合法性確認手法が事業者任せすぎる」という回答は、クリーンウッド法の制度上の課題を指摘したものといえる。

表 9: 合法性確認で感じる課題・問題点(問 2-8)の自由記述(かっこ内は取扱木材の輸入材・国産材の別)

・伐採許可証や木材輸送書は入手できているものの、それらが出荷書類と紐付けられないといった、合法性確認に必要なすべての書類がそろわない課題がある(輸入材)
・証明の書式に統一性がないため、取引先によっては必要情報記載漏れがある(国産材)
・合法木材であることの確認書類は今でも多くが紙ベースであるためどんどん管理する文書が増加してきている(国産材取扱業者)
・木材関連事業者以外の国内流通事業者から少量をスポットで調達する場合、これらの取引すべてを把握するのが困難であり、また把握した場合にも合法性確認に手間や時間がかかる(輸入材・国産材)
・新型コロナウイルスの感染拡大で現地訪問が出来ない(輸入材)
・合法性の確認手法が事業者任せすぎる(輸入材)
・非合法材を調達することが難しい国産材市場では、収益と合法性を結びつけることが難しく、ゆえに合法木材を取り扱う意義を見出しにくい(国産材)

(8) 日本政府や環境団体への要望 (問 3-1)

日本政府への要望として多かったのは、「消費者への合法木材やクリーンウッド法の普及啓発」(46 件、57.5%)、「合法木材・木材製品や関連事業者への税制上の優遇措置」(43 件、53.8%)、であった (複数回答可) (グラフ 10)。これらの 2 項目は、輸入材のみ取扱事業者、国産材のみ取扱事業者のいずれも、もっとも多い要望となっていた。

これら 2 項目に続いて、「木材・木材製品の合法性を確認できるデータベースの整備・提供」(26 件、32.5%)、「木材関連事業者へのクリーンウッド法の詳細に関する情報提供・相談の受付」(20 件、25.0%)、「合法性確認や証明にかかるコストへの補助制度」(20 件、25.0%)、の要望が多くなっていた。

クリーンウッド法について消費者への普及啓発の要望や、税制上の優遇措置やコストの補助制度への要望が多いのは、クリーンウッド法を遵守して合法木材であるとの証明に時間と費用をかけても、合法木材の需要が少なく、価格が安いことが最優先される、それに見合うだけの収益上のメリットが得られない等の理由によると考えられる。

その他であげられている具体的措置への要望には、「合法性確認の対象を輸入材に限定してほしい」「合法木材制度との一本化」といった、合法性確認を行う事業者の視点からみたクリーンウッド法の制度の改善を求める声も挙がっている。

グラフ 10: クリーンウッド法に基づく登録事業者として日本政府に求めたい具体的措置 (N=80、複数回答可)

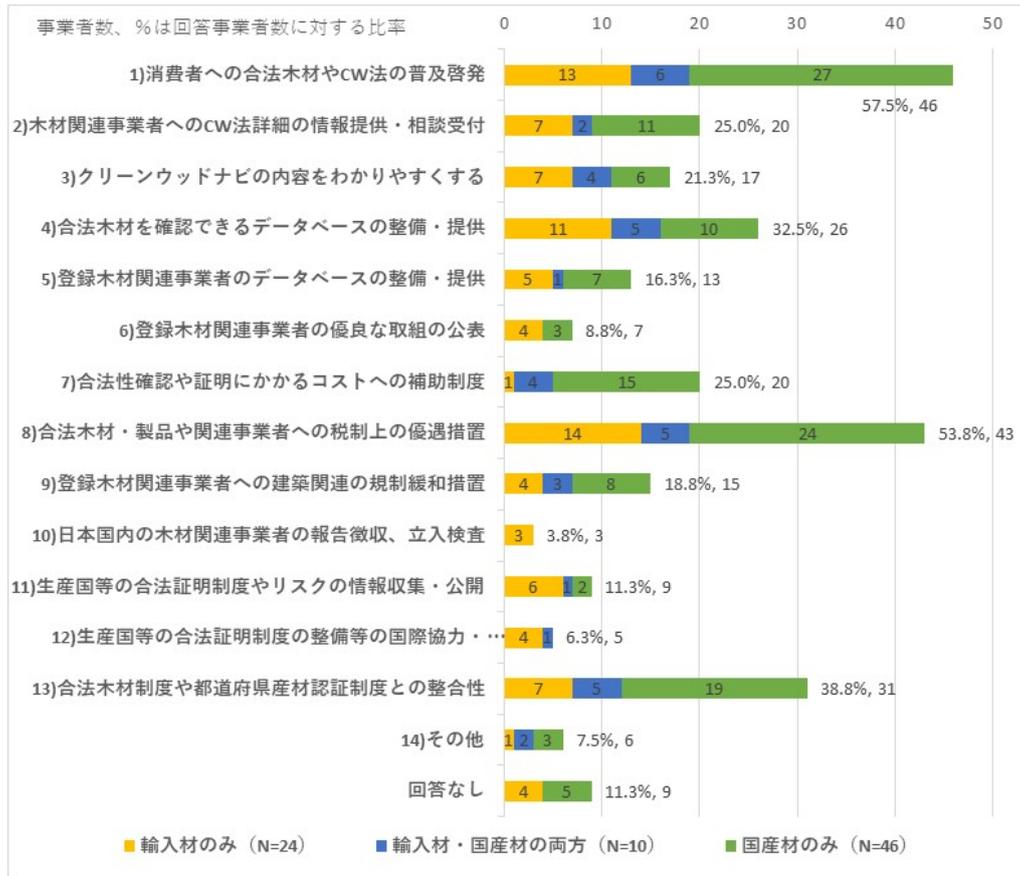


表 10: 政府への要望(項目 14 の自由記述)

事業者が重荷に感じる手間やコストについて
・国内調達材の合法性確認に大変手間がかかっており、このため、国産材は低リスクという前提で、合法性確認対象を輸入事業者が取り扱う輸入材に限定し、国内調達材を合法性確認対象外にしてほしい。
・年度報告の簡素化。
・合法木材制度と一本化し、基準を見直すことで、森林認証制度と同等扱いとし、相互認証へ格上げて頂きたい。
・木材関連事業者以外の一般的な山林所有者への森林法の周知。森林法除外地(原野・田畑など)に実質上生育する樹木の伐採における公的機関からの証明書の発行。
・丸太の伐採だけではなく再造林も実施しています。二酸化炭素の吸収源として投資の対象等にすることができれば更に山の持ち主や社会に利益を還元できるようになると考えます。そのため、より簡便に報告とクレジット化できる仕組みをお願いいたします。

輸入材のみ取扱事業者の要望をみると、「合法性確認や証明にかかるコストへの補助制度」(1件、4.2%)を除いた項目に一定程度の要望があった。このように要望が多様であるのは、取り扱っている輸入材の種類や取引先の国の違い等によってさまざまに異なるためと考えられる。

複数の項目に一定程度の要望があるなかで、要望がやや多い項目は、「普及啓発」(13件、54.2%)、「税制上の優遇措置」(14件、58.3%)、「合法木材を確認できるデータベースの整備・提供」(11件、45.8%)であった。

なお、「生産国等における合法証明制度やリスク情報に関する情報収集・公開」への要望は1件あったが、情報収集・公開を要望する生産国として具体的に記述があったのはルーマニアのみであった。

以上